

きまゝ、頭巾とタナかぶり

— 江戸期の覆面と東北日本海沿岸の覆面 —

山崎 光子

東北日本海沿岸の農山漁村では、近年まで主に女性によって各種の労働用の黒覆面がかぶられていたが、また江戸期にも多様な覆面頭巾が存在していた。両者の全貌については、頭巾状覆面ドモコモを中心とした前報⁽¹⁾で述べた。

ところで带状覆面についても、秋田県から山形県にかけて広く分布しているが、また古くさかのほった室町期から江戸期にかけても各様の带状覆面がみられる。両者の関連については『覆面考料』で一部推察されるにとどまっているため、ここでは三都のはなやかな带状覆面と、東北日本海沿岸の労働用の带状覆面をつなぐ線の有無を確かめ、さらにその意味を明らかにすることを試みた。

一 タナカブリの種類と内容

覆面の種類には带状、頭巾状、風呂敷状、綿帽子状などがあるが、それらが東北日本海沿岸の作業用覆面として、どのように分布しているかは前報で図示した。带状覆面はさらに細幅形と広幅形に分けられ

る。その分布地域や呼称や形状は次のようなものである。

細幅形带状覆面には、山形県の庄内地方のハンコタンナと、秋田県由利郡の全域に分布しているハナガオとがある。ハナガオは地域によってはナガタナ、フクベ、フクベタナなどとも呼ばれている。形状は両者とも黒木綿を袷仕立てにした細幅の带状の紐で(図1-1、3)、ハンコタンナは刺しゅうや端を止めるための文銭のついたものが多い。

かぶり方は、手拭を併用し、目の上と下に巻きつけて覆面にかぶるが、特にハナガオはかぶり方に技巧がこらされていて手拭の端をピンとたたてたタケノコかぶりにかぶることが多い(写真1-①)。また両者ともかぶり方を簡略にするためか、短い二本組の带状覆面(図1-2)もあり、更に素材に白木綿を用いることもある(写真1-②、③)。

広幅形の带状覆面は秋田県にかぎられるが、本荘市や由利郡の旧亀田藩に属する地域でかぶられていたタナと、主として旧本荘藩でかぶられていたヒロタナ、河部郡雄和町などでかぶられていたナガテヌゲがある。多少の長短はあるが広幅物で(図2-1、2、3)、緋布や絞り染などが装飾的に配されており、特にナガテヌゲは絞り模様のほか、

片端にフシコという華麗な刺繍がほどこされ、裏布もつく(写真2) ①、②、③)。タナとヒロタナはハナガオとほぼ同形の細幅物のハナケ(ホソタナともいう)を併用し二本一組となっている。手拭を含めれば三本一組といえよう。

覆面の被覆の仕方には大小があり、タナのように異様なほどに巻きつけるもの(写真3)、やや簡略なヒロタナ(写真4)、一回だけ巻くナガテヌゲ(写真5)などがある。かぶり方にも細かい配慮がなされていて、タナは端を海老の尾や蝶の形に結び、ヒロタナも結び目を若い人は平らに、年配者は立てたり、ナガテヌゲは端を鎧の袖状に垂らしたりする。もつともかぶり方も呼称や形状、寸法、模様と同様、地域により多少の差異があり同一ではない。

以上のように東北日本海沿岸の带状覆面は、本来、労働用かぶりものであり、日焼け防止、汗止め、草よけ、虫よけ、風よけ、防寒、髪の毛の乱れを防ぐなどの効用を持つが、必ずしも機能一辺倒ではなく、多分に装飾性に富み、美的志向の試みられていることがわかる。

この東北日本海沿岸の带状覆面の由来や伝播の様子は、守屋磐村氏の熱意ある聞き取り調査や文献調査によっても、明確なかたちでは浮かび上がってきていない。しかし昭和七年頃は、秋田県女子師範学校の「タナの県内分布調査」によれば秋田県内の七市郡中、秋田市附近、南秋田郡、河辺郡、由利郡、雄勝郡の一部でタナを用いており、「農村被服の裁縫」として長手ぬぐい(タナ)の縫い方も説明されているから、まだかなり普及していたものであろう。仙北郡の一部では、すでに江戸末期にタナは衰退し、その頃は正方形の布を三角に折るフロシキに代わっているとあるが、最近見かけることのできる带状覆面は、

写真1にみられるような細幅形のみとなっていました。

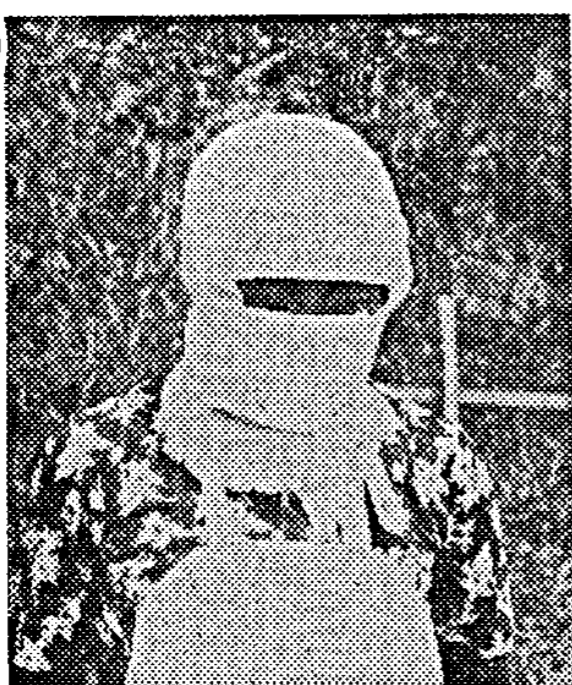
なお標題のタナかぶりのタナは、昭和初期に带状覆面を総称していることからここでは採った。タナの名称は、柳田国男の『手拭沿革』⁽⁴⁾などから推察すれば、帯や手綱のほか、やはり長い手布を指すものとみなされ、かつては五尺手拭など丈の長いものが一般的な長さのこともあり、幅を二つに折ったハンコタンナ、丈を四半分に切って二枚をはいだシハン、一ヒロの長さのヒロタナ、長い手拭のナガテヌゲなどというように理解してもよいものと思われる。



①



②



③

写真1 ハナガオ
秋田県由利郡の路上で
(昭和56年8月)

図 1 細幅形带状覆面

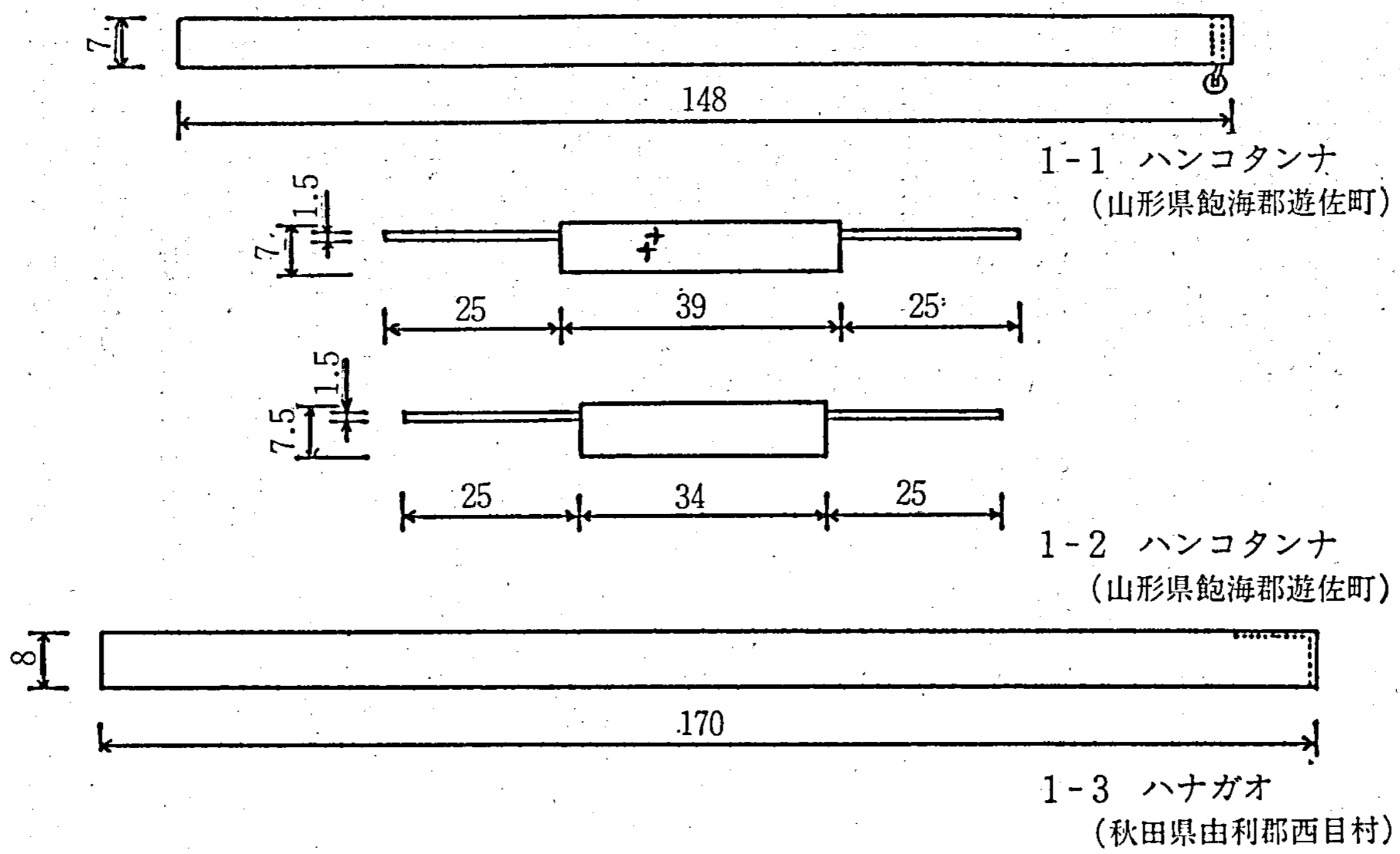


図 2 広幅形带状覆面

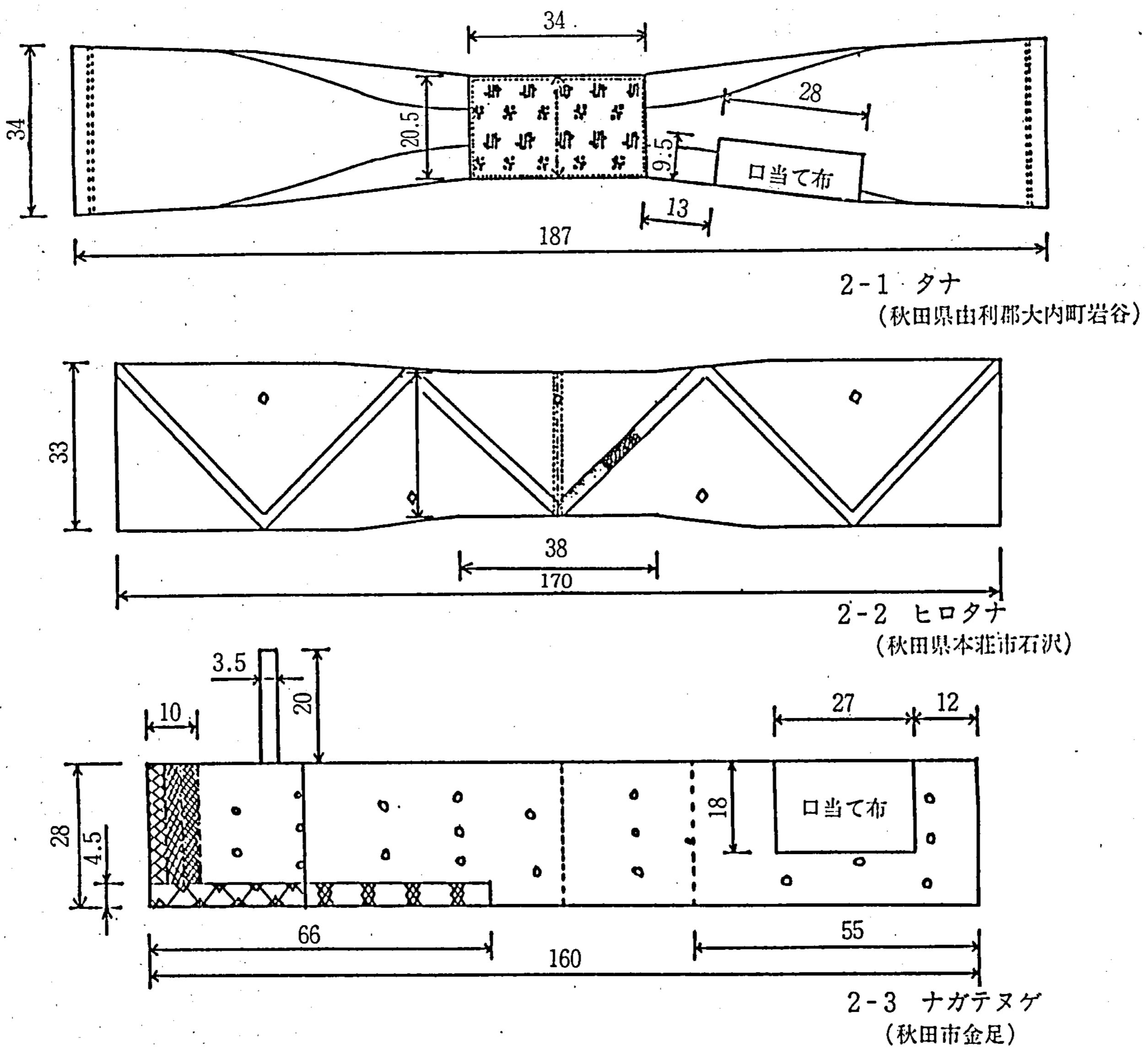
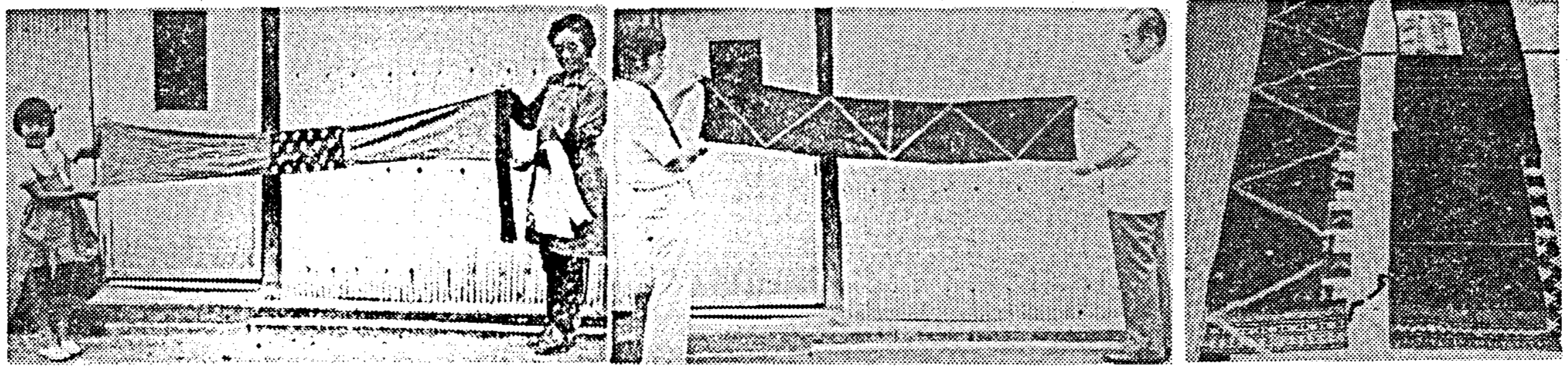


写真 2 広幅形带状覆面のタナ



①タナとハナケと手拭

②ヒロタナ

③ナガテヌゲ

写真 3 タナかぶり 秋田県由利郡大内町岩谷（堀たみさん）



①



②



③



④



⑤



⑥

写真4 ヒロタナかぶり
『覆面考料』より

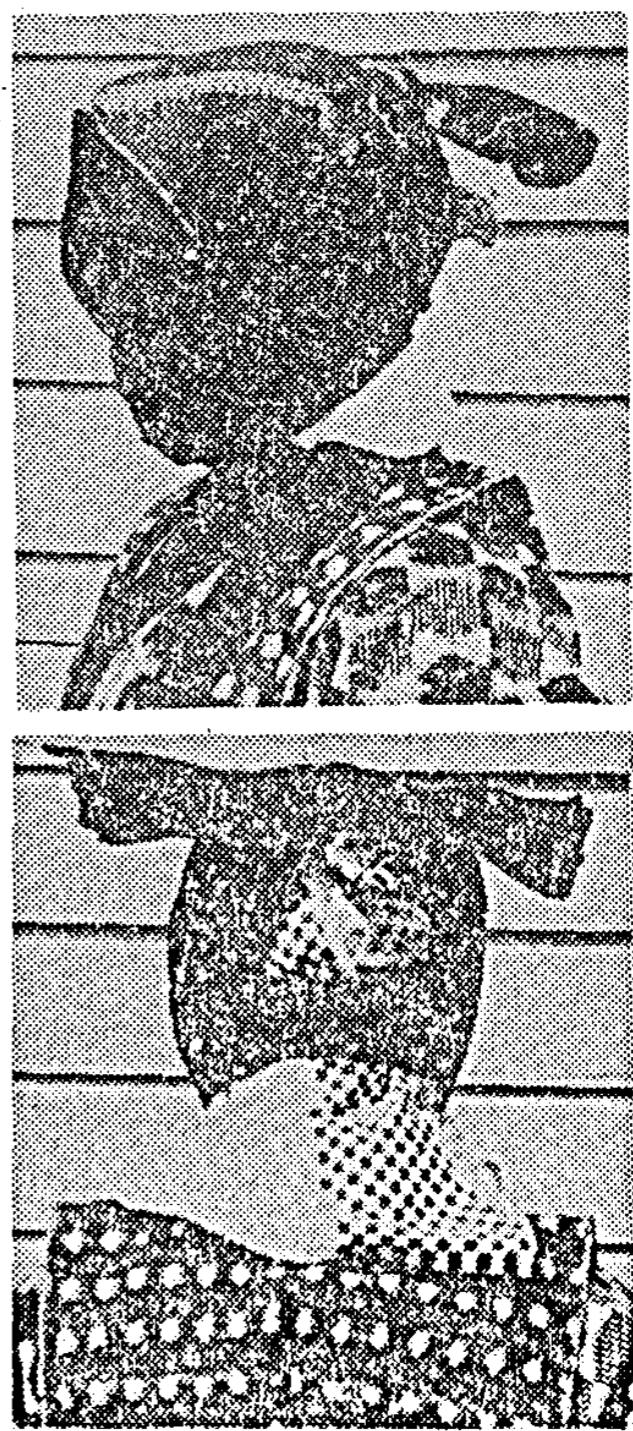


写真5 ナカテヌゲかぶり
秋田市金足
(奈良晴さん)



二 庶民のかぶった带状覆面

ところで带状のかぶりものを求めて江戸期をさかのぼると、初期風俗画の屏風絵にみられる風流踊りの輪につきあたる。

室町期の洛中洛外図にみられる風流踊りは町田家旧蔵本や上杉家本(写真6-①)などいわゆる「手ぬぐひのごとき一ひらの布を頭にたれて其うへに笠をかぶりたり」⁽⁵⁾の形であるが、慶長期ころのものと思われる野外遊楽図の中の風流踊りは、救世熱海美術館の「花見鷹狩図」(写真6-②)や、東京国立博物館の「花下遊楽図」(写真6-③)でも長い布で頭を巻き、その色とりどりの布端をひらひらとなびかせたりしながら踊るものもあって、その中に覆面かぶりをしている人物も多い。かぶり方には若干の差異はあるが、後の髻のみえる女性もあり、東北日本海側のタナかぶりの覆面(後頭部には手拭をかぶっているため直接はみえないが)⁽⁶⁾を思い起させる。このかぶりものは桂つつみであるといわれている。⁽⁶⁾

『嬉遊笑覧』⁽⁷⁾の桂帯の項には次のように記されており、彩色豊かな桂

つつみもあったこと、それが庶民の労働する女性の機能的なかぶりものだったことなどがわかる。

往古は玉かつら木綿かつら花かつらなどありて卑き女は木綿かつらせしこと万葉以来歌にも多くよみたり後世京都將軍の頃までも布をもてかつら巻といひて乗輿に従ふ半女⁽⁸⁾など常のことにて(中略)古畫にかつら巻の体一様ならず又五色の筋など染たるもあり又黄なる無地もありもと手拭をかぶれるにて今世も同じことながら古は手拭もいと長く婦女膏澤を多く用ひざれば髪散みだれ易き故に頭を包むを常としたる也

風流とは中世では「華美な意匠や珍奇な趣向をこらす」⁽⁸⁾ことであつたというから、頭部にかぶる桂巻きを覆面とすることもあり得たであろう。風流踊は「舞が支配者の発想であるのに対し、踊りが生産者側の理念であり、(中略)しかしあくまでも集団の行為であつた踊は風流踊の時代に入っても、行為者が同時に享受者であるという次元を脱することはなかった」⁽⁹⁾といわれていることなどと合わせ考えるためか、この風流踊りの覆面かぶりの中に、東北日本海沿岸の带状覆面の精神の源が映し出されているような気がする。

江戸期の禁令は、農民の服飾の染め色をほとんど紺一色にしてしま
ったが、女達は絞り染や刺しゅうや、高価な緋布をわずかにそえるこ
とで紺地に白模様の世界を展開させ、またかぶり方に蝶や海老の尾な
どの工夫をこらすことで、きびしい労働の日常生活の中に非日常的な
空間を、自ら一つの村の集団の慣習としてとり入れていったのではな
いだろうか。

しかし覆面にかぶるといふ形態からみた系譜をたどっていくと、タ
ナかぶりは桂巻きに行きつくことは出来ない。顔を覆いかくすことは
上層階級の女性の慣習であり、働く女性は桂巻きをして顔をあらわに
していたからである。『むかしく物語』には「昔は二三百石位の衆
の奥方女儀息女も、歩行にては出ず、遠方は申におよばず近所も乗物
にてありく（中略）神社仏閣野遊山杯に出先きにて乗物よりおりてあ
ゆむ時、覆面しかぶりものをして顔を包み、眼ばかり出しつつむゆえ、
御旗本の奥方女儀息女の貌、人の見る事なし、忽て息女は七歳以後は
深窓に隠し人に見へさせず」とある。女性が顔を覆う慣習は、理由は
異なっても世界の各地にあることは、今日にのこるチャドルの例にも
みられる通りである。

もともと男性の覆面姿となると様相が変わる。『筠庭雜考』⁽¹¹⁾には
「ふるき絵どもにはよき人のふくめんしたるはをさを見ええず、下ざ
まのものには多し、其内あき人などのふくめんはおのれいやしきを恥
じて卑下し」とし、挿絵つきで甘露寺職人尽のマンジウ売りや、硫黄
箒売りの覆面が「これら頭巾の上に笠きたるもあるべし又笠に覆面を
付けたるものあるべし」と描かれており、実際、絵巻物や屏風絵な
どでも物乞いする男や、小屋がけ興行の木戸番（写真7-①）など賤

民に覆面姿が多い。特に「四条河原遊楽図」の木戸番などの覆面の形
は、おそらく『守貞漫稿』⁽¹²⁾に図示されている頬冠りとみてよいかと思
われる。解説には「昔より三尺帽子と云を木綿にて頬冠りにし又帯に
も用ふ、後麻にて種々の模様染たるを三尺手拭と云、元禄より五尺手
拭になる今の腰帯是也」とあり、この庶民の男性の頬冠り用手布が、
後の東北日本海沿岸のタナの形状に継承されていったと思われるふし
がある。

もともと男性の覆面は外見をはばかるためのもので『筠庭雜考』に
もあるように「然るべき士」も遊里に通うために編笠の下にはな紙や
布頭巾をあてるようになったと言い、「犬追物図」（写真7-②）の観
客にもそれらの覆面がみられる。やがてそれは討幕計画にも悪用され
たりして、そして再三の覆面の禁止令の発布へとつらなっていくこと

写真 6 風流踊 『日本屏風絵集成』
『日本風俗畫大成』



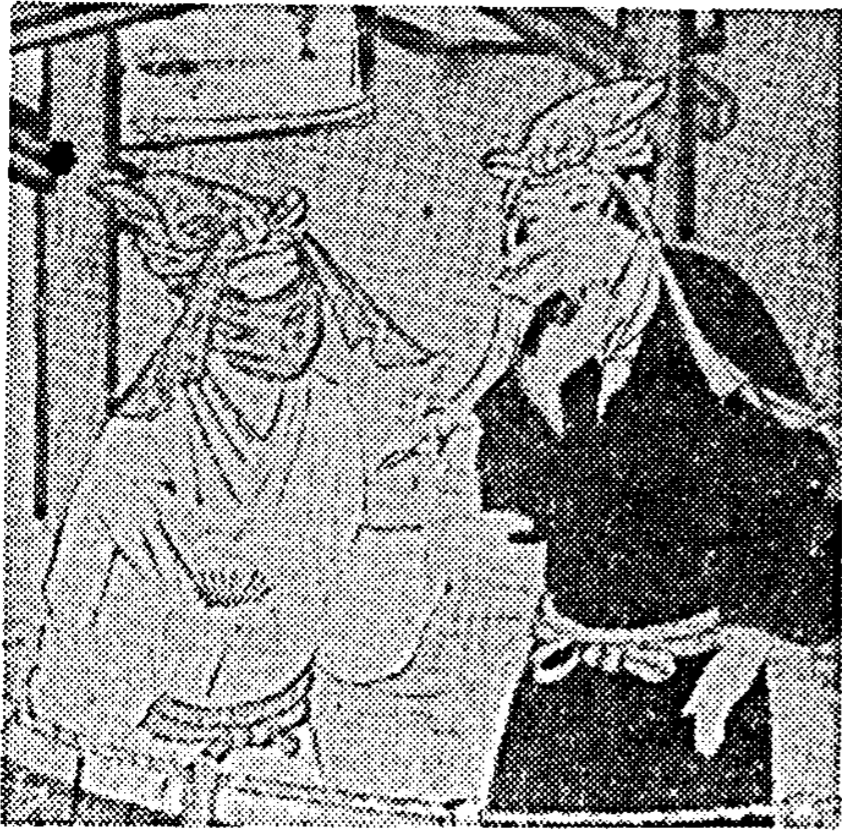
① 洛中洛外図（上杉家本）



② 野外遊楽図（救世熱海美術館）



② 野外遊楽図 花見・鷹狩図 (救世熱海美術館)



③ 野外遊楽図 花下遊楽図 (東京国立博物館)

写真 7 男性の覆面『日本屏風絵集成』



① 四条河原遊楽図 (静嘉堂)

阿国歌舞伎 (サントリー美術館)



② 大追物図 (根津美術館)

になる。

三 きまゝ頭巾の成立と衰退

江戸前期の貞享期を中心にかぶられていたきまゝ頭巾(きどく頭巾)の形態は带状の布帛であったと思われるが、その系譜は覆面にして顔を隠す点からみて、桂巻きではなく被衣かっぎの着意意識の延長線上にあったものと考えられる。

『嬉遊笑覧』の覆面の項には「古へ女は外に出るに衣かづき深き笠を著、下ざまなるは桂包みなどして覆面はせざりき、永正大永已後、手巾しゅけんやうのものを頭にかぶり上に笠きたり、これ覆面の類なり」とあり、前述の『骨董集』の「笠の下に布を垂」の項の享禄二年の古画にも、被衣に市女笠の女主人と笠の下に手拭を一枚垂らしたそばついと下女の挿絵(写真8-①)があり、前二者が袖などで顔を覆っている。先の洛中洛外図の風流踊り(写真6-①)にもみられたが、室町後期から手拭に笠の組み合わせがみ出され、しばらくの間従来の被衣と併存していたようである(写真8-②)。

『骨董集』には享禄の頃の遺風として「寛永寛文天和の頃までもかしらに布をたれてそのうえに笠をかぶり、老女は寒氣をふせぎ、若き女は面をかくす料なるべし、笠の下にきどく頭巾をかぶりしとおなじたぐひならん」と古図(写真9-①)が三種のせられているが、先の『むかし物語』をみると、「明暦の頃迄針師腰元かづきを載きありきしに、萬治の頃より江戸中かづき止む。酉年大火以後女歩行にてありく時、覆面の上に玉縁と云編笠をかぶりあり」とあり、次第に

被衣から笠に覆面の組み合わせへと変わっていった様子がうかがえる。『筠庭雜考』によれば明暦元年の「ぬり笠形浅くなり」と挿絵があり、また寛文中の塗笠の下に色さまな絹布を垂らしたほほ同類の浅い塗笠の挿絵(写真9-②)もみえる。もともと『骨董集』の女の編笠塗笠の項には、寛文二年の絵入りで「寛文の比までは女の編笠塗笠いと深く少しも面をあらわす事なし」とある。度々出される禁令とかわりあいながら顔面の被覆面積が大きくなったり小さくなったりしていたものであろうか。

いずれにしても笠の下に覆面をした頬当頭巾のみられるのは『骨董集』『筠庭雜考』(写真10)とも延宝期からであり、それはやはり『骨董集』にも「延宝の比はあみ笠ぬり笠あさくなりたれどもかくのごとく笠の下にきどく頭巾といふものをかぶりておもてをかくせり」とあるように、浅くなった笠の下の顔を覆うために出来たものと思われる。

『筠庭雜考』によれば、頬当頭巾は頬かくし頭巾とも呼んでおり、同じ著者の『嬉遊笑覧』の奇特頭巾の項に「ともこも頭巾を奇特の異名と呼ぶ(中略)此頭巾もとの名は頬当なり一物にて三名あり。(中略)其後天和貞享ころ専ら女の着たる頭巾にて今時はきどくと呼り又気まゝともいへり、五元集に目ばかりか気まゝ頭巾の浮世かなといひしは元禄のころなり」とあり、また『柳亭筆記』¹³⁾の奇特頭巾の項にも「今の袖頭巾なき前は婦女子此頭巾を用ひたり、さて奇特とは不思議と云程の詞にてともこも頭巾の条にいへる如く目ばかり頭巾ともなりさもなき頭巾ともなる頭巾という事なり」と江戸後期のかぶりものと比較して書いており、数えてみるとこの状態の覆面が六つもの名称で

呼ばれていることになる。

この江戸前期の女性用きまゝ頭巾(きどく頭巾)は、江戸中期(寛保)の男性用の気儘頭巾(奇特頭巾)と呼称が同じであるため、形状の分類上、混乱をきたしがちであるが、『守貞漫稿』にも「婦女の気儘頭巾一名奇特頭巾は貞享頃より専用にて、男子の気儘頭巾は寛保中初て製す歟、而も女用とは其形太だ異也」とあるように、同名異形の覆面とみることが妥当であることは前報においても述べた通りである⁽¹⁴⁾。

笠がかぶられなくなり、目の上下を带状の布帛で覆い、後頭部の鬘結もみえる、いわゆるきまゝ(きどく)頭巾と呼ばれる覆面の流行したのは、貞享期を中心とするわずかな期間ではなかったかと思われる。きどく頭巾の覆面は『骨董集』の挿絵(写真11-①)の「これをきどく頭巾といひあるひはきまゝ頭巾といへり」「文つかひの女きどく頭巾をかふりたる体なり」や『筠庭雜考』の同様の挿絵でよく知られているが、『嬉遊笑覧』にも「一代男双紙、天和頃髪は水引かけて黒しゆすのきどく頭巾、女の着たる也」「一代女冊子、貞享三年、女奉公人敷入の処きどく頭巾より目ばかりあらわし」ともあるように、いずれも西鶴の貞享三年刊の『好色一代女』巻の四、貞享四年『武道伝来記』巻の一の挿絵や、貞享元年の『好色一代男』の文などから引用したもので、⁽¹⁵⁾描かれた年代が天和から貞享にかざられている。

『筠庭雜考』には「此黒き頭巾は(中略)元禄に至りては作りざま異にて今の風呂敷頭巾の如し」とあり、元禄期の挿絵では白い手ほそ(船わた)を頭部からあごの下にかぶっている。『獨語』にも「江戸の婦女の外に出づるに、昔はきまゝとて黒き絹にて頭面をつゝみ目ばかりをあらはしけるが、其後綿にて頭面をつゝみしは我が二十あまり

宝永の比までしかなりき、今はちひさき綿を頭上にいたゞきたるのみにて面をば打ちさらし、はれやかなる顔にて道を往くさま、おもはゆげにも見えず」とあって、きまゝ頭巾から手ほそ、そして更に変化して次第に顔をあらわにして行く過程がみえる。そして逆に前述のように「男は面をあらはすべきものなるに此頃ハあみがさ肩までかゝるをかぶるハ珍らしからず、かぶとの如くなる帽子をかぶりて面をかくすもあり常の頭巾に覆面の如くなるものを綴り付て目ばかりをあらわし道を行もあり」となる。

風俗画にみられるきまゝ頭巾の数はきわめて少ないが、「花下行楽図」の紫の覆面や「洛中洛外絵巻」(写真11-②)の覆面など、やはり貞享期前後のものかと思われる。また慶長八年からはじまったという阿国歌舞伎を想起して描かれた幾種かの阿国歌舞伎図のうち、きまゝ頭巾らしい覆面の阿国の絵もある。「阿国歌舞伎草子断簡」や、それを模写したものといわれる『骨董集』の「於国歌舞伎図」であるが、最近見出しされたという「女歌舞伎」でも男装の阿国は黒い絹のきまゝではなく、大胆な白地に赤色の斜め縞模様の布が用いられている(写真12-①)。また「歌舞伎・婦女遊楽図」の太夫総踊りの男装の遊女達も、赤色地に絞り染らしい模様のかきまゝ頭巾状覆面をしている。

『守貞漫稿』の手拭の染形の項には、「種々の模様染め或は絞る物地白文藍或は地藍紋白もあり京坂祭祀等に出る衆人は紅染を諸人一樣にする」等とあるから紅地に絞りや染の手拭も存在していたことがわかる。歌舞伎も「傾き」を原義とする異風を伴う芸能であったが、男装をした女性のかぶったきまゝ頭巾は、女性を模したものなのだろうか、やはり、女性用きまゝ頭巾を転用した男性を模したものなのだろうか、

写真 8 被衣と笠に布



① 『骨董集』



② 野外遊楽図 (救世教美術館) 『日本風俗畫大成』

「傾き」を好んだ江戸時代の文化の一断面がうかがわれる。いずれにしても江戸期のこれらのきまゝ頭巾は、後頭部を覆わず顔のみ覆面にするという着装法からみて、後の東北日本海沿岸の女性の覆面、タナかぶり(写真3-⑤)、⑥)、ヒロタナ(写真4)、ハナガオ(写真1-①、②)かぶりに類似していると思われるが、しかしそれは決して労働する庶民の女性の覆面ではなく、上層階級を彩る覆面であった。良家の婦女の行楽のための外出用覆面であり、また自ら演ずることのない享受者に観せるための非日常的な異装としての歌舞伎の覆面であった。

写真 10 頬当頭巾

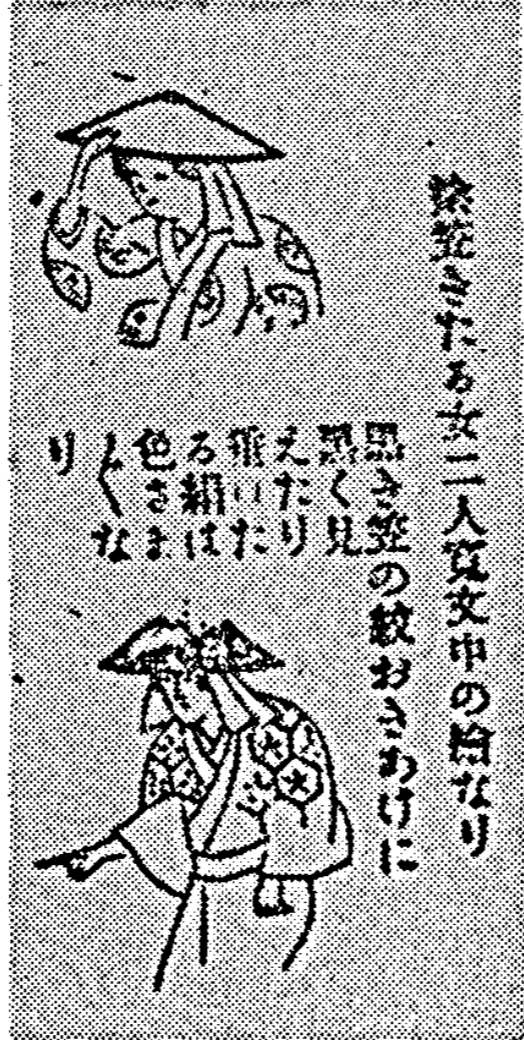


① 『骨董集』



② 『筠庭雜考』

写真 9 笠の下に布を垂らす



寛文

② 『筠庭雜考』



明暦

寛永



寛文



天和



① 『骨董集』

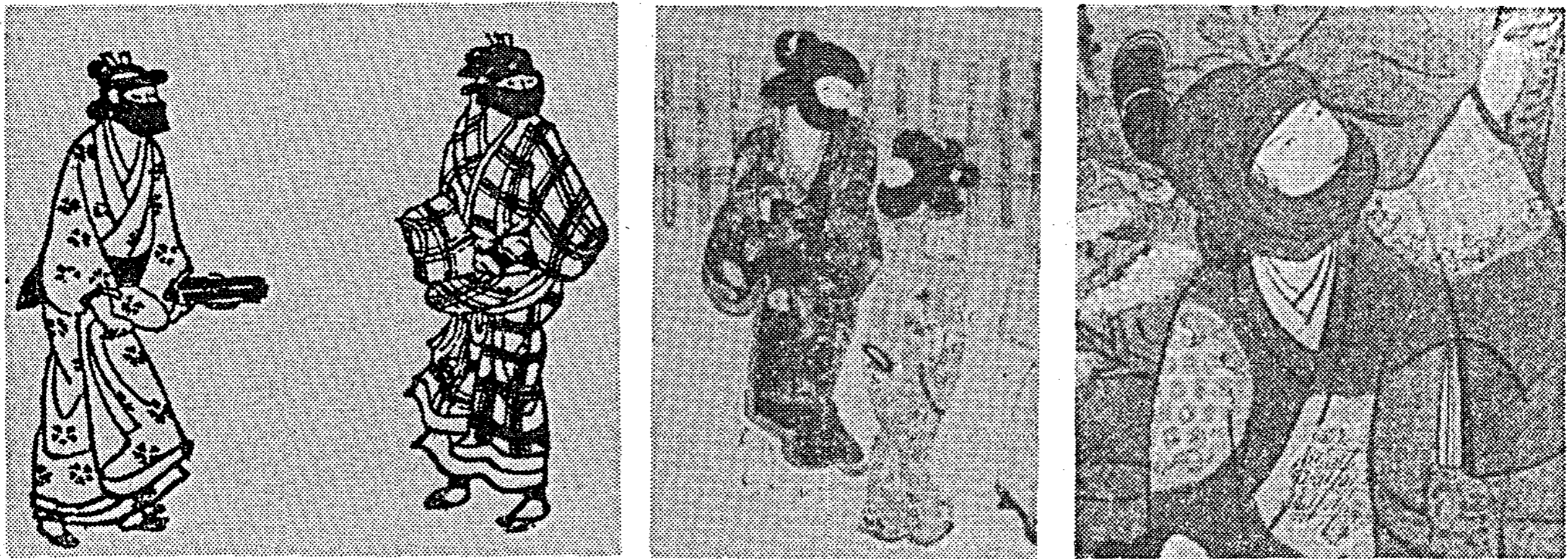


写真 12 歌舞伎にみられるきまゝ頭巾



① 阿国歌舞伎
阿国歌舞伎草子断簡
『日本風俗畫大成』

於国歌舞伎
『骨董集』

女歌舞伎
『日本屏風絵集成』

② 遊女歌舞伎 歌舞伎・婦女遊楽図
『日本屏風絵集成』

四 きまゝ頭巾とタナかぶりの接点

江戸前期のきまゝ頭巾が、東北日本海沿岸のタナかぶりに伝播したことを裏づけるような直接の資料はみあたらない。しかし諸史料をつきあわせてみると、長い手布を覆面にするかぶり方や、その呼称が、何らかの形で伝播していったにちがいないと思わせられる。それは参勤交代の列にもなって陸路もたらされたものかもしれないし、帆船の船乗りによって航路から刺激伝播されたものかもしれない。

きまゝの名称は『菅江真澄遊覧記』の男鹿の寒風の項にみることもできる。文化八年正月三日、秋田県南秋田郡で「小布手拭、あるいはきまゝという冠りものをした女のひと」に菅江真澄は雪の中で出あっている。そのきまゝという冠りものについての説明はないが、「小布手拭あるいはきまゝ」とあることや、雪中の場景からみて、手巾状のかぶりもので、ある程度顔を覆っていたものではないかと思われる。

さらに『菅江真澄遊覧記』の、ややさかのぼった天明四年九月五日の記述の秋田のかりねの項で、山形県の五十川附近のこととして、形状やかぶり方にふれて、「この国の習慣で、頭にどもっこというものをつけて、そのうえに頭巾をかぶり、また手布といって三尺にあまの布をあごから頭上にかけて結び、眼だけをだしてあるく、これを男女とも夏冬の区別なくしている」とある。山形県では今でも五十川以南の温海町近辺では、新潟県の県北のドモコモと同じ頭巾状のボンをかぶっており、庄内地方の带状ハンコタンナとあわせて二種の覆面のあることは知られている通りである。また季節を問わずかぶられ、男

子も昭和二十年頃まではかぶられていたことは『覆面考料』にも詳しい。この後者の、手布という带状覆面がのちのハンコタンナであり、菅江真澄が秋田でみたきまゝに相当するものではないだろうか。

菅江真澄が山形でみた手布をかぶった形を描いたら、おそらくこのようになるであろうと思われる挿画(写真13)が『筠庭雑考』の笠頭巾帽子種々の項にある。これは秋田県の大館地方のものである。解説文として「秋田城下より五十里許におんだてといふ処にては常の手拭をかぶりそのうへに五尺手拭をかぶり領にかけて頭上にて結ぶ」とあり、また「男は風呂敷を隅ちかひに二ツに折て角の処を頭背に垂れてかぶりうしろに結ぶ」とあって、他地域のものも含めていくつかの図があるが、写真13の女の覆面が秋田の五尺手拭かぶりであろう。そしてそのかぶった形態は、地理的にはやや離れるが秋田県内の本荘市近郊で最近までかぶられていたヒロタナをかぶった形(写真4)にきわめて類似している。ここでは五尺手拭の下に、汗とりや髪をまとめるのに役立つ普通の手拭もかぶっており、江戸前期の絹のきまゝ頭巾とは異なる労働用覆面だったこともわかる。



写真13 秋田の五尺手拭
『筠庭雑考』

また挿絵に注釈としてついている「五尺手拭、紺地白模様など也」は、広幅带状覆面のタナ、ヒロタナ、ナガテヌゲ(写真2)の、長い紺木綿布にほどこされた白模様の絞り染や刺しゅうや緋布を推測させるに充分な一文であると思う。

五尺手拭は『守貞漫稿』から

の引用文ですで見たとおり、それまでの、賤民(男性)が頬冠りしてかぶっていた木綿や麻の三尺手拭に代わって元禄期より、後の腰帯のような五尺手拭になったといわれているが、この手拭は五尺手拭をテーマとしたはやり歌、五尺手拭節、またはいよこの節とともに元禄時代(18)に全国的に流行しており、各地で唄われている。例えば次のような唄としてである。

五尺いよこの手拭 五尺手拭中染めて

俺にいよこの呉りよより 俺に呉りよより宿に置け

宿がいよこのよければ 宿がよければ名も立たぬ

佐渡といよこの越後は 佐渡と越後は筋向い

橋をいよこの懸きよやれ 橋を懸きよやれ船橋を

結局、被衣による顔の被覆に、笠に垂れ布、頬当頭巾という長い揺籃期を経て、貞享期にようやく徒花のように開花した黒い絹布のきまゝ(きどく)頭巾は、高貴な女性の覆面文化の終焉とともに消えてしまったが、代わってたくましい庶民の、紺木綿地に白絞り染めの長い五尺手拭として、はやり唄にのって全国に流布していったことなる。『手拭沿革』によれば、薩摩の黒島や伊豆大島ではその名称のまま残っており、また秋田県の河辺郡では、隣郡で長手拭というものを五尺手拭と呼んでいるということで、この五尺手拭とナガテヌゲとの接点をさらに強めることができたと思われる。

おわりに

東北日本海沿岸で近年までかぶられていた労働する女性の带状覆面

タナかぶり類は、そのかぶり方、特に後頭部を覆わずに顔面を被覆するとかぶり方の形態からみて、江戸前期の女性のきまゝ、頭巾の覆面の系統に属するものといえよう。しかし両者は、その素材が木綿と絹であることに象徴されるように、着用者層や用途を異にする。

庶民のタナかぶりは物理的機能を持っており、顔面を覆って保護すると同時に、能動的に身体を動かして労働するための役も果たすが、きまゝ頭巾の顔を包みかくす行為は、羞恥感情というよりは、古来からの被衣かぎの長い慣習としての社会的機能を土台としながらも、次第に積極的なファッション性を帯びた社会心理的意味を持ってきている。

庶民でも男性については、風俗画などで路上の賤民の覆面姿がみられ、江戸期に入ってから、外見をはばかるための武士の带状覆面もみられるが、これらは専ら隠蔽を目的としている点で、タナかぶりは相容れない。

タナかぶりの機能からみた源流は、中世の働く女性の頭部にみられた桂巻きにあるのではないだろうか。それは本来、覆面にしてかぶることはないが、物理的機能はほぼ共通している。そして彩り豊かな桂巻きを覆面にして、自ら興じて踊る風流踊りの女達の輪に、タナかぶりの萌芽がみてとれる。

桂巻きは、覆面が、被衣から笠の下の手布、きまゝ、頭巾、顔をあらわにするなどの過程を経て、上層階級の女性の着装意識から消失したのちに、代わって庶民のための覆面のタナかぶりとして、五尺手拭の全国的流行を契機とし、時代と場所を代えて変貌してよみがえってきたものと考えられる。

初期の歌舞伎の異装としてのきまゝ頭巾の紅絞りなどの模様は、染

め色こそ限定されたが、やはり五尺手拭の紺の絞り染めを通して、健康的な装飾意識となってタナかぶりの上に反映しているようにみえる。結局、タナかぶりは、外観的にみれば労働のための用を主たる役割としていたが、それをかぶる女達は、その覆面の内側に、風流踊りや五尺手拭のはやり唄に垣間見せた情熱をひそませているのではないだろうか。そこにはきまゝ、頭巾の女達と共通する非日常的な美的志向がみられる。覆面の持つ意味は、そのようなところにあるのかもしれない。

註

終りにあたり、東北地方の調査に御配慮頂きました守屋馨村先生、秋田市の木崎和廣氏、本荘市の作左部直氏、その他御協力頂きました多くの方々に厚く御礼を申し上げます。

- (1) 山崎光子「覆面頭巾ともこも——江戸の覆面と東北日本海沿岸の覆面」『生活文化史』5号 100～109頁 昭和59年
- (2) 守屋馨村著、山崎光子編『覆面考料』57頁 源流社 昭和54年
- (3) 秋田県女子師範学校『郷土研究紀要』171～172頁、186頁 昭和7年
- (4) 柳田国男「手拭沿革」『定本柳田国男集』第14巻 386～395頁 筑摩書房 昭和44年
- (5) 山東京伝『骨董集』上編中之巻 文化10年『百家説林』続編中巻 吉川弘文館 明治38年
- (6) 『日本屏風絵集成』第14巻 161頁 講談社 昭和52年
- (7) 喜多村信節『嬉遊笑覧』卷二上 服飾 文政13年(縁國書房 昭和33年)
- (8) 林屋辰三郎『歌舞伎以前』152頁 岩波書店 昭和29年
- (9) 小笠原恭子「かぶきの成立」『日本芸能史』4 186頁 法政大学出

版局 昭和60年

- (10) 新見正朝『むかしく物語』享保7年(『近世風俗見聞集』一 国書刊行会 大正1年)
- (11) 喜多村信節『筠庭雜考』卷の三 天保14年(『百家説林』続編下巻之一 吉川弘文館 明治39年)
- (12) 喜田川季莊(守貞)『守貞漫稿』第14編 男服下 天保8〜嘉永6(『類聚近世風俗志』東京出版同志会 明治41年)
- (13) 柳亭種彦(文明3〜天保13)『柳亭筆記』三の巻(『百家説林』続編下巻之二 吉川弘文館 明治39年)

日本生活文化史学会々則

第一条 本会は「日本生活文化史学会」と称する。

第二条 本会は生活文化の歴史的研究・調査普及および会員相互の研究上の交流をはかることを目的とする。

第三条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 総会
- (2) 研究会・発表会・談話会・講演会等の開催
- (3) 会誌の編集・発行
- (4) 研究調査の企画・実施
- (5) 見学会等の主催および後援
- (6) その他他の目的を達成するため必要な事業

第四条 本会の会員は次のとおりとする。

(1) 正会員 本会の目的に賛同し年額五、〇〇〇円の会費を納入する個人。

(2) 賛助会員 本会の目的に賛同し会の経済的維持を図るために年額二口以上の維持費を納入する法人または個人。ただし一口の維持費は一〇、〇〇〇円とする。

第五条 本会に入会する者は所定の申込書に年会費を添え、事務局に申

(14) 前出「覆面頭巾ともこも」 103〜104頁

(15) 『対訳西鶴全集』三巻 265、269頁、七巻 42、44頁、一巻 115頁 明治書院 昭和49〜53年

(16) 大宰春台(延宝8〜延享4)『獨語』(『百家説林』巻一 吉川弘文館 明治23年)

(17) 菅江真澄『菅江真澄遊覽記』天明4と文化8の記録(『菅江真澄遊覽記』一、五 平凡社 昭和40、43年)

(18) 藤田徳太郎編『近代歌謡集』345〜346頁 博文館 昭和4年

(19) 前出『手拭浴革』 391、392頁

し込むものとする。

第六条 本会の会員は会誌の配布を受け、かつ会誌への投稿、総会・研究会等への出席、その他本会主催の行事に参加することができる。

第七条 1 本会の運営のために正会員の中から次の役員を置く。

(1) 会長 一名 (2) 副会長 三名 (3) 理事 若干名 (4) 監事 二名

2 会長は本会を代表し会務を総括する。副会長は会長を補佐する。

理事は会長・副会長と共に理事会を構成する。理事の中から常任理事若干名を選出し、運営委員会を組織して会務を処理する。監事は会計の監査にあたる。なお、必要に応じ常任理事を補佐する運営委員若干名をおくことができる。

第八条 会長は総会において推戴する。副会長は会長が任命する。

第九条 役員は総会において推選する。副会長は会長が任命する。

第十条 本会の任期は二年とする。ただし重任をさまたげない。

第十一条 本会の年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

第十二条 一年以上会費を滞納し、納入の催告に応じない場合は退会したものとみなす。

第十三条 本会則は総会の決議により改正することができる。

第十四条 本会則は昭和六十年九月から実施する。